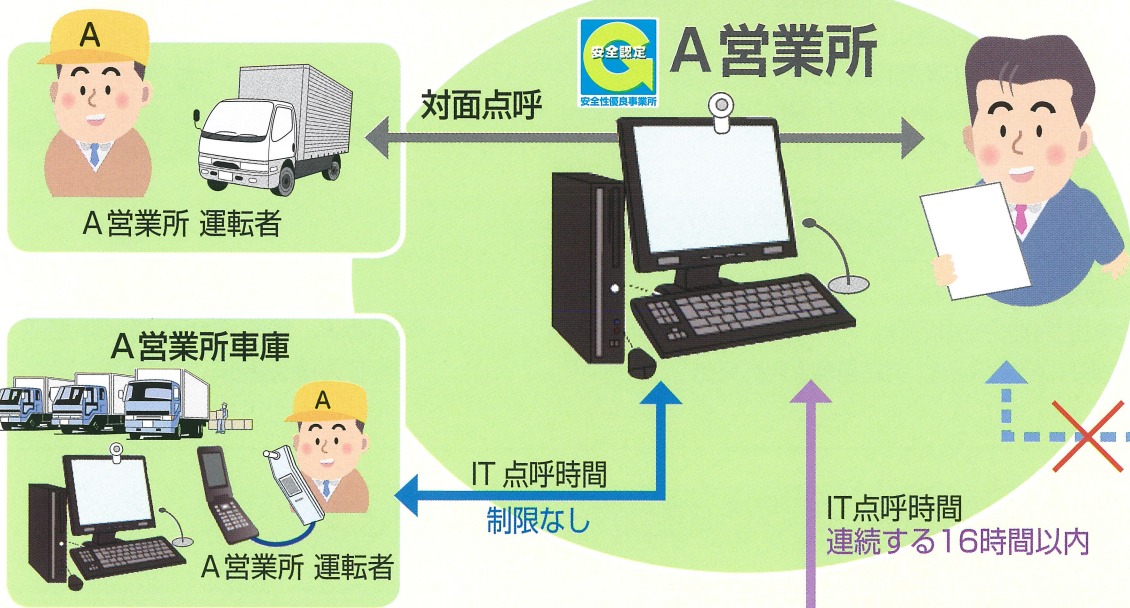




Gマーク認定事業所（安全性優良事業所）の “IT点呼”の要件が拡大されました

国土交通省は「事業用自動車総合安全プラン 2009」に基づき、輸送の安全を確保したうえで、運行管理の効率化を図るため、IT点呼に係る要件を拡大しました。同一事業者で、下図のように各営業所（A・B 営業所）がGマーク認定事業所の場合は、「点呼機器」「点呼場所」「点呼時間」の要件が緩和され、「IT点呼」がより利用しやすくなりました。

IT点呼を行う営業所



●**運行管理者・補助者**
各営業所に設置したカメラおよびアルコール検知器によって、運行管理者が運転者の疾病、疲労、飲酒などの状況を随時確認し、運転者のアルコールの測定結果などを記録・保存します。

●**C 営業所**
* C 営業所が、G マーク認定事業所でない場合は、従来どおりの「対面点呼」のみとなります。

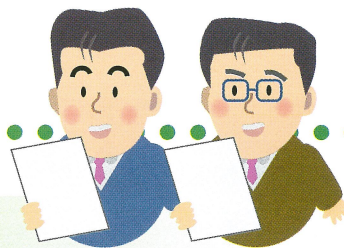
IT点呼時間
連続する16時間以内

改正のポイント

- 点呼機器**
設置型端末に加え、「**携帯型端末**」（テレビ電話機能）も使用可能になりました。
- 点呼場所**
営業所に加え、「**車庫**」でも実施可能になりました。
- 点呼時間**
これまでは深夜や早朝の閑散時間帯で連続8時間以内に限定されていましたが、改正後はGマーク営業所間は「**連続する16時間以内**」（営業所・車庫間は**時間制限なし**）まで実施可能になりました。
- IT機器によりアルコール検知も可能に**
2011年5月から、「点呼時のアルコール検知器の使用」が義務付けられました。IT点呼では、IT機器とアルコール検知器を接続するシステムなどを採用することで対応が可能となります。

* **営業所には設置型端末が必要です。** 車庫の端末は設置型端末、携帯型端末どちらでも可能です。
* 上記以外の点呼、アルコール検知のケースについては裏面を参照ください。

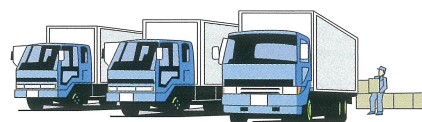
IT点呼はGマーク取得のインセンティブのひとつ、 運行管理者の負荷が軽減



● IT点呼の実施・管理方法

- IT点呼の実施営業所（以下「A営業所」）と、IT点呼を受ける運転者が所属する営業所（以下「B営業所」）には設置型端末を設置。運行管理者は、A営業所の設置型端末を使用して、IT点呼を行ないます（IT点呼の際、運転者の所属する営業所名、運転者のIT点呼場所についても確認します）。
- 運転者はB営業所もしくはB営業所の車庫において、設置型端末または携帯型端末のいずれかを使用してIT点呼を受けます。
- IT点呼の実施は、1営業日のうち連続する16時間以内となります。ただし、例えば、B営業所とB営業所車庫の間でIT点呼を実施する場合は、この限りではありません（24時間可能）。

- IT点呼で、アルコール検知を行なう場合は、IT機器に接続できる検知器を使用し、測定結果をIT機器によりA営業所の設置型端末に自動的に記録・保存させます。
- 営業所間でIT点呼を実施した場合は、点呼内容（IT点呼実施営業所の名称、IT点呼実施者の氏名）を記録した「点呼簿」をA営業所およびB営業所の双方で記録し保存します。



● IT点呼の実施の報告には、次の書類等が必要です

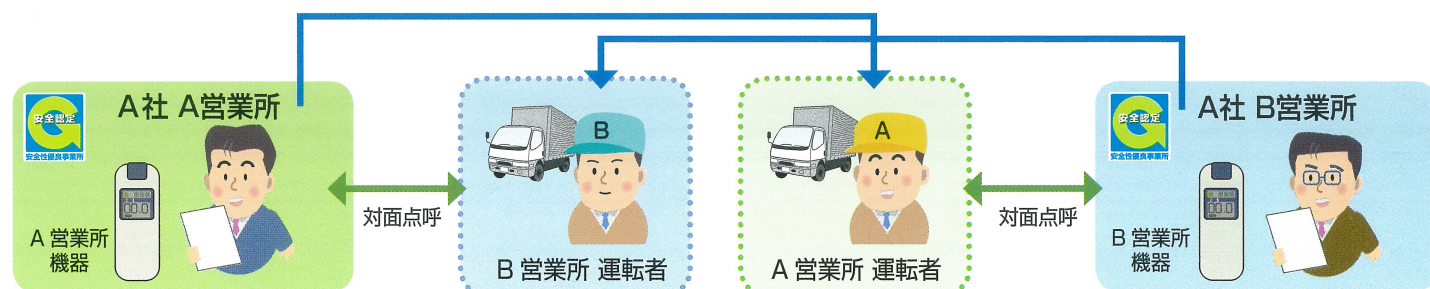
- Gマーク事業者の認定証（車庫が所属する営業所も）
- IT点呼の使用構成図や機器カタログなどの資料添付
- 所定の書式（IT点呼に係る報告書）に記載のうえ、管轄運輸支局へ報告

※詳細は、管轄運輸支局又は当該地方実施機関にご相談下さい。

● Gマーク事業者における点呼に係るその他のインセンティブ

● 2地点間を定期的に運行する場合

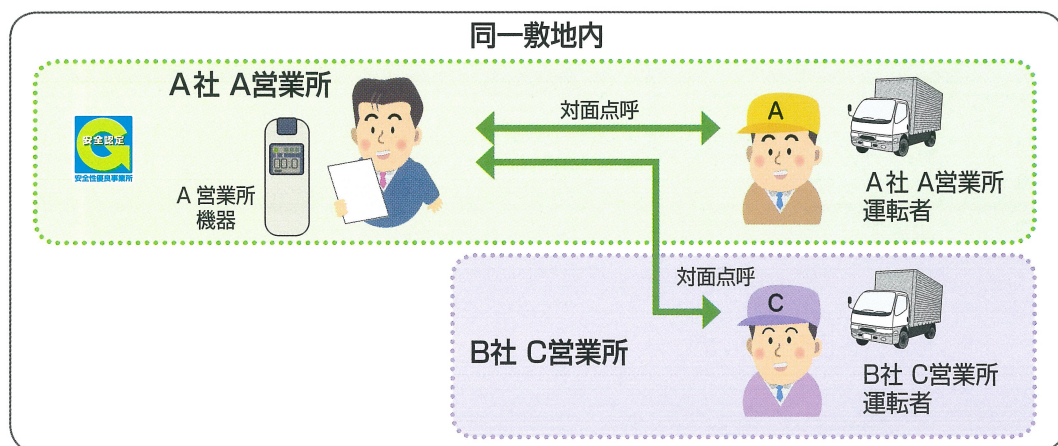
《自社の他営業所の運行管理者・補助者との対面点呼が可能》



- 2営業所ともGマークを取得
- 時間制限なし（24時間可能）
- 点呼を実施する運行管理者が管理するアルコール検知器を使用

● 同一敷地内に複数のグループ企業が所在する場合

《Gマークを取得している他社営業所の運行管理者・補助者との対面点呼が可能》



- 資本関係がある事業者の営業所間に限る
- 点呼実施営業所はGマークの取得が必要
- 深夜・早朝などの閑散時間帯連続8時間以内
- 点呼を実施する運行管理者が管理するアルコール検知器を使用